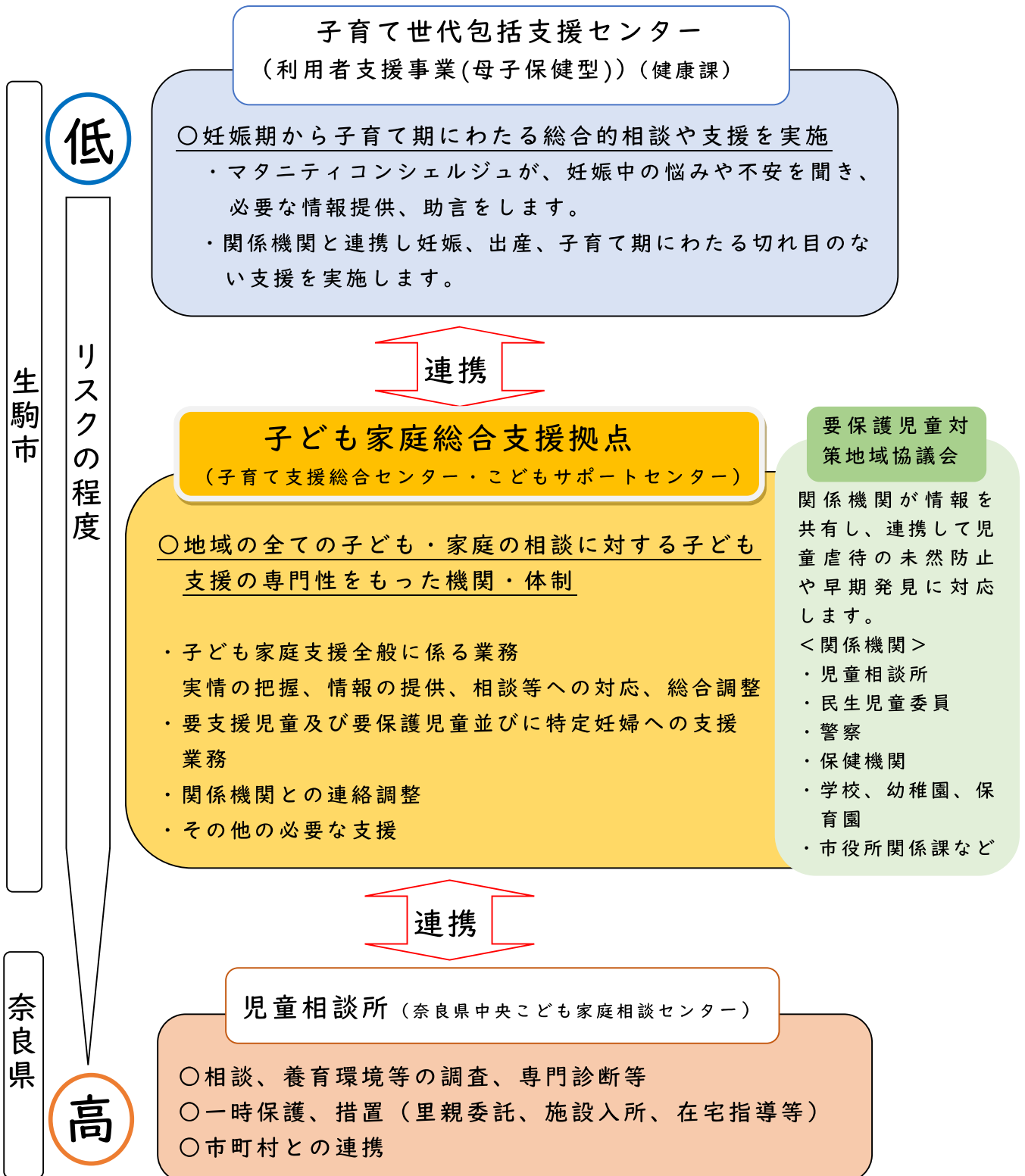


子ども家庭総合支援拠点（イメージ図）



子育て世代包括支援センター
（利用者支援事業(母子保健型)）（健康課）

低

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
 - ・ マタニティコンシェルジュが、妊娠中の悩みや不安を聞き、必要な情報提供、助言をします。
 - ・ 関係機関と連携し妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。

連携

子ども家庭総合支援拠点
（子育て支援総合センター・こどもサポートセンター）

要保護児童対策地域協議会

○ 地域の全ての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった機関・体制

- ・ 子ども家庭支援全般に係る業務
実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- ・ 要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦への支援業務
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ その他の必要な支援

関係機関が情報を共有し、連携して児童虐待の未然防止や早期発見に対応します。

< 関係機関 >

- ・ 児童相談所
- ・ 民生児童委員
- ・ 警察
- ・ 保健機関
- ・ 学校、幼稚園、保育園
- ・ 市役所関係課など

連携

児童相談所（奈良県中央こども家庭相談センター）

高

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等
- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市町村との連携

< 設置根拠 >

- 平成 28 年児童福祉法の改正 ⇒ 第 10 条の 2 自治体に「拠点」設置が義務づけ（努力義務）
- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定） ⇒ 2022 年度までに全市町村設置目標

生駒市

リスクの程度

奈良県